

よくわかる!

こ
子どもの
けん り じょう やく
権利条約

じ どう けん り かん じょうやく
児童の権利に関する条約



き かく ほう む しょうじん けん じょう ご きやく ぜん こく じん けん じょう ご い いん れん ぐう かい
企画：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

せい さく こう えき ざい だん ほうじん じん けん きょう いく けい はつ すす めん
制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

こ けん り じょう やく なに 子どもの権利条約って何？

ぜん せ かい こ しあわ まいにち く
全世界のすべての子どもたちが幸せに毎日を暮らすことが
できたらいいと思いませんか。でも、世界には貧しさに苦しん
た か ぞく が ぞく さい がい せん そう ふん そう
で食べものがない家族もいます。災害や戦争、紛争でふるさ
とをなくして家族と別れ、学校にも通えない子どもたちがたく
さんいます。日本でも、大人にひどい目にあわされたり、嫌な
ことをされたりする子どもたちがいます。

そのような厳しい状況にある多くの子どもたちがいること
から、世界の国々の責任として、子どもの権利をしっかりと
まも せ かい くにくに せき にん こ けん り
守っていくために、1989年につくられたのが「子どもの権利
じょうやく ない よう ねん こ けん り
条約」です。どんな内容にしたら良いか、多くの国や国際機関
とう なが あいだはな あ き
等が長い間話し合って決めました。



こ じょうやく おと な かん けい
子どもの条約だから、大人には関係ないの？

そんなことはないよ。子どもを育てるのはまず
おや せき にん じょうやく か
親の責任だと条約に書かれているよ。だから、
おと な じょうやく か り かい
大人もこの条約に書かれていることをよく理解
して、まも
守っていかなければいけないんだよ



こ けん り 子どもたちの4つの権利

こ けん り じょうやく
子どもの権利条約には、子どもが^こ幸せに生きるために^いいろいろなことが定められています。子どもには大きく分けて4つ^{おお}の権利^わがあります。

い 生きる けん り 権利

すべての子どもには安心して生きる権利があります。子どもは、その命が守られて、みんなから愛され、大切に育てられなければいけません。病気やけがをした時は病院で治療が受けられます。また、どんな理由があっても差別されることは許されません。

そだ 育つ けん り 権利

子どもには心も体も豊かに育つ権利があります。子どもが一人の人間として大切にされて、持っている能力を伸ばして成長ができるように、十分な教育や生活の支援を受けることができます。安心できる場所で遊んだり、休んだりすることができます。

まも 守られる けん り 権利

子どもには、自分を守る権利と守ってもらふ権利があります。いじめや体罰、暴力やつらい労働から守られます。誰でも持っている人に知られたくない秘密や、自分にとってのほこりは守ることができます。

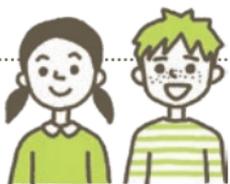
さん か 参加する けん り 権利

子どもは地域や社会に参加する権利があります。自分の意見や考えを言うことができます。自由に仲間を作って集まり、活動する団体を作ることができます。

だい じょう 第1条

こ てい ぎ 子どもの定義

さい ひと こ
18歳になっていない人を子どもとします。



だい じょう 第2条

さ べつ きん し 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、くにのちがいや、おとこ おんな、どのようなことばを使うか、どんなしゅうきやう しん、どんないけんをもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、かね も、おやが、親が、どのようなひとであるか、などによって差別されません。



だい じょう 第3条

こ 子どもにもっともよいことを

こ かん けい おこな
子どもに関係のあることを行うときには、
こ なに だい いち
子どもにもっともよいことは何かを第一に
かんが
考えなければなりません。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 昭和の日	30	1	2

- ▶春のあんしんネット・新学期一斉行動(2月～5月)
- ▶AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

だい じょう
第4条

くに ぎ む
国の義務

くに じょうやく か
国は、この条約に書かれた
けんり まも ひつよう
権利を守るために、必要な
ほうりつ つく せい さく じつ
法律を作ったり政策を実
こう
行したりし
なければ
なりません。



だい じょう
第5条

おや し どう
親の指導を
そんちよう
尊重

おや ほ ご しや こ
親（保護者）は、子どもの
はったつ おう てきせつ し どう
発達に応じて、適切な指導
をします。くに
親の指導を尊重
そんちよう
します。



だい じょう
第6条

い けんり
生きる権利・
そだ けんり
育つ権利

こ
すべての子どもは、生きる
けんり そだ けんり
権利・育つ権利をもって
います。



だい じょう
第7条

な まえ こく せき
名前・国籍を
もつ けんり
権利

こ
子どもは、生まれたらすぐ
どう ろく しゅうしやうどけ
に登録（出生届など）され
なければなりません。子ど
もは、な まえ こく せき
名前や国籍をもち、
おや し おや そだ
親を知り、親に育ててもら
う けんり
権利をもっています。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
26	27	28	29	30	1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

▶春のあんしんネット・新学期一斉行動(2月～5月)

▶子どもの人権SOSミニレター配布時期(5月下旬～7月上旬) *予定

5/5-11 ■ 児童福祉週間



人権イメージキャラクター
人KENまる君

だい じょう
第8条な まえ こく せき か ぞく かん けい まも
名前・国籍・家族関係を守る

くに こ な まえ こく せき か ぞく
国は、子どもの名前や国籍、家族の
かん けい
関係がむやみにうばわれることのない
まも
ように守らなくてはなりません。

だい じょう
第9条おや ひ はな けんり
親と引き離されない権利

こ おや ひ はな けんり
子どもには、親と引き離されない権利
があります。こ どもにもっともよいとい
う理由から引き離されることも認めら
れませんが、その場合、おや あ れん
れん
めい
場あは、親と会ったり連
らく
絡したりすることができます。

だい じょう
第10条べつ べつ くに おや あ けんり
別々の国にいる親と会える権利

くに べつ べつ くに おや こ あ
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらした
りするために、くに で い はいりよ
国を出入りできるよう配慮
します。おや くに す こ
親がちがう国に住んでいても、子
どもは親と連絡をとることができます。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
31	1	2	3	4	5	6
	★		★			
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
	★					
28	29	30	1	2	3	4

▶子どもの人権SOSミニレター配布時期(5月下旬～7月上旬) *予定

6/1 ★人権擁護委員の日

6/3 ★ヘイトスピーチ解消法施行日

6/22 ★らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

だい じょう
第11条

くに つ けん り
よその国に連れさられない権利

くに こ くに くと つ じ
国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自
ぶん くに
分の国にもどれなくならないようにします。



だい じょう
第12条

い けん あらわ けん り
意見を表す権利

こ じ ぶん かん けい
子どもは、自分に関係のあること
について じゆう に じぶん の 意見 あらわ けん り
をもっています。その意見は、子ども
の 発達 に 応じて、 じゆうぶん 考慮 されなければなりません。



だい じょう
第13条

ひょうげん じ ゆう
表現の自由

こ じ ゆう ほう ほう
子どもは、自由な方法でいろ
いろ じょう ほう かんが つた
いろな情報や考えを伝える
けん り し けん り
権利、知る権利をもっていま
す。



だい じょう
第14条

し そう りょうしん
思想・良心・
しゅうきょう じ ゆう
宗教の自由

こ し そう りょうしん
子どもは、思想・良心・
しゅうきょう じ ゆう
宗教の自由についての
けん り
権利をもっています。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 海の日	24 スポーツの日	25
26	27	28	29	30	31	1

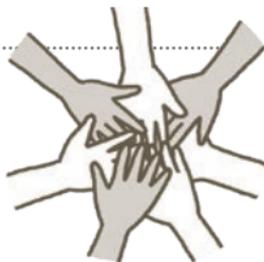
▶ 子どもの人権SOSミニレター配布時期（5月下旬～7月上旬）*予定

▶ 第40回全国中学生人権作文コンテスト募集 *募集開始時期は、地域によって異なります。

7/24-8/9  第32回オリンピック競技大会（2020/東京）開催期間

だい じょう
第15条けっしゃ しゅうかい じじゅう
結社・集会の自由

こ ひと いっしょ だんたい
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体
をつくったり、集会を行ったりするけんり
をもっています。

だい じょう
第16条めいよ まも
プライバシー・名誉は守られる

こ じぶん かぞく す でん
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電
わ てがみ
話や手紙などのプライバシーがまも
守られます。
また、たにん ほこ きず
また、他人から誇りを傷つけられないけんり
をもっています。

だい じょう
第17条てきせつ じょうほう にゆうしゅ
適切な情報の入手

こ じぶん せいちょう やくだ おお じょうほう て い
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れること
ができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、
こ じょうほう おお ていきょう
子どものためになる情報を多く提供する
ようにすすめ、こ 子どもによくないじょうほう
から子どもを守らなければなりません。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 山の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

▶全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月下旬～9月上旬）*予定

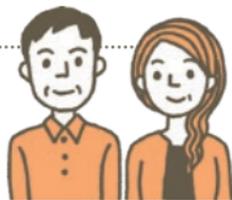
8/5・6 ★子ども霞が関見学デー

7/24-8/9 第32回オリンピック競技大会（2020/東京）開催期間

8/25-9/6 東京2020パラリンピック競技大会開催期間

だい じょう
第18条 こ ぼう いく おや せき にん
子どもの養育はまず親に責任

こ 子どもを育てる責任は、まずその父母に
あります。国はその手助けをします。



だい じょう
第19条 ぼうりよく ほ こ
暴力などからの保護

おや ほ こ しゃ が 子どもを育てている間、
どんなかたちであれ、子どもが暴力を
ふるわれたり、不当な扱いなどを受け
たりすることがないように、国は子ど
もを守らなければなりません。



だい じょう
第20条 か てい うば こ ほ こ
家庭を奪われた子どもの保護

か てい うば こ 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境
にとどまることが子どもにとってよくない
と判断され、家庭にすることができなく
なった子どもは、かわりの保護者や家庭
を用意してもらおうなど、国から守ってもらおうことができます。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 敬老の日	22 秋分の日	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

▶全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(8月下旬～9月上旬) *予定

8/25-9/6  東京2020パラリンピック競技大会開催期間

だい じょう
第21条 よう し えん ぐみ
養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

だい じょう
第22条 なん みん こ
難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

だい じょう
第23条 しょう こ
障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
27	28	29	30	1	2	3
						★
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10/3 ★法の日フェスタ

人権イメージキャラクター
 人KENまもる君
 人KENあゆみちゃん



だい じょう
第24条

けんこう いりよう
健康・医療
への権利

子どもは、健康でいら
れ、必要な医療や保健
サービスを受ける権利
をもって
います。



だい じょう
第25条

し せつ はい
施設に入って
いる子ども

施設に入っている
子どもは、その扱い
がその子どもにとってよいもの
であるかどうかを定期的に調
べてもらう権利をもっています。



だい じょう
第26条

しゃ かい ほしやう う けん り
社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないと
きには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



だい じょう
第27条

せい かつ すいじゅん かく ほ
生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成
長に必要な生活を送る権利をもって
います。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親
の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 勤労感謝の日	24	25	26	27 ★	28
29	30	1	2	3	4	5

▶全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月中旬）*予定

11/20 ★子どもの権利条約採択日

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



だい じょう
第28条きょうい く う けん り
教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えかたからはずれるものであってはなりません。

だい じょう
第29条きょうい く もく てき
教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

だい じょう
第30条しょうすう みるぞく せんじゅうみる こ
少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
★				★		
13	14	15	16	17	18	19
			★			
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1 元日	2

12/4-10 人権週間 12/10-16 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12/6 ★人権教育啓発推進法施行日

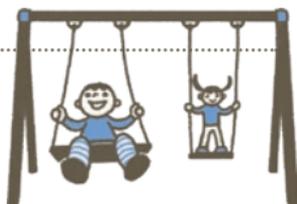
12/10 ★人権デー（世界人権宣言採択日）

12/16 ★部落差別解消推進法施行日

だい じょう
第31条

やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利

こ やす あそ ぶん か げいじゆつ
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
かつどう さん か けんり
活動に参加する権利をもっています。



だい じょう
第32条

けい ざい てき さく しゆ ゆう がい ろう どう ほ ご
経済的搾取・有害な労働からの保護

こ はたら きょういく
子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育
をう けられなくなったり、こころ やからだによくないし
ごと をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



だい じょう
第33条

ま やく かく ざい
麻薬・覚せい剤
などからの保護

くに こ ま やく かく
国は、子どもが麻薬や覚せい
ざい 剤などを売ったり買っ
たり、つか ったりすることにま
こまれないように守らな
ればなり
ません。



だい じょう
第34条

せい てき さく しゆ
性的搾取
からの保護

くに こ じ どう
国は、子どもが児童ポルノ
や児童買春などに利用さ
れられたり、せい てき ざやくたい
を受け
たりすることのないよう
に
守らなければ
なりません。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
27	28	29	30	31	1 元日	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 成人の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30



だい じょう
第35条

ゆう かい ばい ばい ほ ご
誘拐・売買からの保護

くに こ ゆう かい う
国は、子どもが誘拐されたり、売
か
買いされたりすることのないように
まも
守らなければなりません。



だい じょう
第36条

さく しゆ ほ ご
あらゆる搾取からの保護

くに こ
国は、どんなかたちでも、子どもの
しあわ り えき え
幸せをうばって利益を得るようなこ
とから子どもを守らなければなりま
せん。



だい じょう
第37条

ごう もん し けい きん し
拷問・死刑の禁止

どんなこ たい ごう もん にん げん てき
どんな子どもに対しても、拷問や人間的で
ないなどのあつか
扱いはしてはなりません。また、
こ し けい し けい けい む しょ い
子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすること
は許されません。もし、罪を犯してたいほされても、そん げん まも
尊厳が守
られねん あつか う けん り
られ年れいにあつた扱いを受ける権利をもっています。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 建国記念の日	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 天皇誕生日	24	25	26	27
28	1	2	3	4	5	6

▶春のあんしんネット・新学期一斉行動（2月～5月）



だい じょう
第38条せん そう
戦争からの
ほ ご
保護

くに、さい にならない子どもを、ぐん たい さん か 軍隊に参加させないようにします。また、せん そう 戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなればなりません。

だい じょう
第39条ひ がい
被害にあった
こ まも
子どもを守る

ぎやく たい にん げん てき あつか 虐待、人間的でない扱い、せん そう ひ がい 戦争などの被害にあった子どもは、こころ やからだの傷をなおし、しゃ かい 社会にもどれるようにし えん う 支援を受けることができます。

だい じょう
第40条こ どもに かん する し ほう
子どもに関する司法

つみ おか 罪を犯したとされた子どもは、ほかのひとのじん けん たい せつ まな しゃ かい 人権の大切さを学び、社会にもどったとき、じ ぶん じ しん やく わり は とき自分自身の役割をしっかりと果たせるようにならなければならないことを考えて、扱われる権利をもっています。



こ けんり じょうやく じどう けんり かん じょうやく ぜんぶん
※子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の全文は、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> で読むことができます。

※このイラストは、日本ユニセフ協会ウェブサイトのイラストを参考にしました。
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo33-40.htm>

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
28	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20 春分の日
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

▶春のあんしんネット・新学期一斉行動(2月～5月)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

ひとりで悩まないで 相談してみよう



人権イメージ
キャラクター

人KENまる君・人KENあゆみちゃん

でんわ
電話で相談

こ
子どもの人権 110番

ぜろぜろなのひゃくとおぼん

0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



メールで相談

こ
子どもの人権 SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



てがみ
手紙 (ミニレター) で相談

こ
子どもの人権 SOSミニレター

相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。
切手はいりません。

一年に一回、全国の小中学生全員に
配られます。



2020 (令和2) 年2月発行

企画 法務省人権擁護局 / 全国人権擁護委員連合会

ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

